

# インド最高裁判所をめぐって

## ―その枠組と歴史的展開―

北 島 泰 治

### 目 次

- 一、はじめに
- 二、最高裁判所裁判官の任命
- 三、司法審査と最高裁判所
- 四、非常事態下の最高裁判所
- 五、非常事態後の最高裁判所
- 六、おわりに

### 一、はじめに

私は、先に「インド司法制度の研究序説」において、

一九五〇年インド憲法創設の時期までの最高裁判所を中心とした司法権を取り巻く問題点を考えて見たが、その後のインドの司法権には、さまざまな新しい問題が生まれた。本稿は、一九五〇年以後一九七七年に至るインド司法権、特に最高裁判所の現状と問題をフォローするものである。

なお、このインド司法権のフォローに際しては、DR. HANS, RAJ, *The Constitution of India: The Union Judiciary*: 1981, pp. 262-279. を参照させて頂き、そこから理解したところを以下叙述させて頂いた。

連邦制であれ、そうでない単一国家制であれ司法権の独立と言うものは、欠くことのできないものである。人權の保護者である司法権は、行政権と立法権の間に立ち、その権力の均衡を保つ役割をなすものなのである。

司法権は、その役割を果たすために憲法を解釈し、司法権の公正をその解釈行為により維持しようとするものである。<sup>(1)</sup> その行為の一の機能として裁判所に与えられた司法審査権がある。<sup>(2)</sup> インドは、イギリスの国会主権の原則の上に立つ「立法権優位」の議会と、アメリカの司法審査の影響を受けた「司法権優位」<sup>(3)</sup>の裁判所との間の幾多の論争を経て今日に至っている。したがってその点を紹介することにより、今後のインド司法権を研究する上での一助としたい。この争点としては、次のようなものがある。

(1) 最高裁判所裁判官に欠員ができた場合の任命にかかわる行政権の行動、並びに最高裁判所長官の選任に関する司法的慣習を無視した行政権の行動に関する争点。

(2) 最高裁判所が、司法審査権を行使して、議会並びに行政権のなした法律・命令・行為を違憲無効と判断したことに對して議会が行なった行動「憲法修正」に関する争点。

(3) さらに、非常事態下において、司法権が制限されている間に憲法を修正し、基本的人権までも制限できるとした議会の行動に関する争点。

(4) 非常事態が終了しても、司法権の権限の一部回復にとどまり、完全には回復されずに現在に至る間の争点。

以上の争点は、現在の司法権を取り巻く重要な問題でもあるので以下順次フォローする。

## 二、最高裁判所裁判官の任命<sup>(4)</sup>

憲法第一二四条によると、インドにおいては、一人の長官と、議会が法律によって規定するまでは、一七名以下の裁判官とにより構成される。創設時は、一人の長官と七名の他の裁判官により構成されていた。この数は、

一九五六年に一〇名、一九六〇年に一三名、そして一九七七年に現在の一七名となったのである。

大統領は、最高裁判所裁判官の任命権者であり、任命に際して彼が必要と考える裁判官について調べることができる。<sup>(5)</sup> 大統領は、長官以外の最高裁判所裁判官の任命に際しては、最高裁判所長官と協議しなければならぬ。<sup>(6)</sup> 憲法上、最高裁判所裁判官の任命についての条件は規定してあるのだが、最高裁判所長官の任命の具体的規定は、今だ存在していない。したがって、司法的慣例として、最高裁判所裁判官の中で最も長老である裁判官が、任命されることとなっていた。しかしこの慣例は、一九七三年、<sup>(7)</sup> 一九七七年に破られたのである。<sup>(8)</sup> このことは、当時「司法権の危機」<sup>(9)</sup> として問題となった。つまりこの行為は、全く政治的行為であり、司法権の独立と公正の基礎を危くし、最高裁判所の威信と尊厳とを著しく低下させるものと考えられた。<sup>(10)</sup><sup>(11)</sup>

一方これに対し、「この任命は、年長者が長官の任命を受けると言う独断的なものとなつてはならないと言う

法務委員会の見解に政府は、従つたのである。」と述べ、さらに「裁判官は、人民の期待と同じものでなければならぬ。」とも述べて、政府は、その行為を正当化した。以上のごとく多大な影響力を有する最高裁判所長官の選任をめぐる争点が、存在するのである。

後に、連邦鉄鋼大臣が、述べた「この国における最高の司法官となるべき最も適切な哲学と視野を持つものと政府の立場より考えられる者を、最高裁判所長官として選任することは、全く政府の自由裁量に属する。」と言う発言と、西ベンガル州知事であった Sidharath Shankar Ray 氏の「政府が、単に印を押すだけの権威であるとか、目をつぶり、耳をふさいで、最長老の裁判官を最高裁判所長官として、当然のごとく任命するよう政府に主張することは、全く非論理的で、無神経で、不合理なものである。」と言う発言は、一連の最高裁判所に対する批判のあらわれであった。しかし一九七〇年連邦の大臣である Mr. Khadilkar の銀行国有化事件に対する発言が、記録裁判所<sup>(12)</sup> である最高裁判所の処罰対象とさ

れ、警告を受けた。その中で次のように最高裁判所長官は、言った。「最高裁判所あるいは他の裁判所に対する公平で節度のある批判であろうと、起訴以前は、不適当な動機あるいは、裁判官、裁判所を憎んだり、軽べつする傾向をもっていれば、直接、間接に裁判所の作用を妨害する重大な侮辱と言わざるをえない。」<sup>18</sup>この事件は、大臣が、司法権の独立を信ずると発言したことで解決した。

しかし中央政府による最高裁判所長官選任の影響は、Punjab, Haryana 高等裁判所に及び、最長老でない裁判官が、高等裁判所長官に任命された。したがって、「最高裁判所長官の席に空席ができた場合、大統領が、長官任命の際に司法慣例を無視して長官を選任した行為は、司法権の侵害となるか。」<sup>14</sup>と言う争点は、高等裁判所まで及び、いよいよインド司法権の重要な問題として浮かび上がってきたのである。

### 三、司法審査と最高裁判所

インド憲法の下で、最高裁判所は、裁判所に提訴されたものに関してのみ、議会の可決した法の有効性を審理できる司法審査権を与えられてきた。<sup>15</sup>ある事件において問題とされた法律は、一般に違憲判決により、当然に総体として無効となるわけではなく、無効の効果は、当該事件に関連する特定の条項にのみ及ぶ場合もあるし、これと不可分に結びついているかぎりにおいて、総体としての法律に及ぶこともありうる。<sup>16</sup>英国の裁判所は、その権限を有していないが、アメリカの裁判所は、その権限を有している。インドの裁判所では、一度最高裁判所が、法律を無効であると宣言したならば、下級裁判所は、いかなる方法によってもその法律を適用できない。<sup>17</sup>インドの裁判所は、憲法に漠然としてあると考えられる憲法の精神でなく、憲法の文言により裏付けられた憲法の精神に重きをおく。最高裁判所は、Gopalan 事件において次のごとく述べた。「憲法の文言で表現されていな

いところまで拡大してしまうことは、その精神に反するため、裁判所は、どんな法律が無効となるかを宣言する自由な立場にはない。」又同様な見解を Justice S. R. Das 氏、Keshvan Vs. the State of Bombay 事件で述べた。「憲法の精神が何であるかを議論するのは、感情や情緒に訴えるものが多いので非常に心を引かれるものがある。しかし裁判所は、憲法の文言より憲法の精神を見出すのである。もし憲法の文言が支持してくれないような主張であれば、それを憲法の精神であると考える人がいても、説得力を得ることはできないであろう。」したがって、その文言を解釈する最高裁判所は、議会並びに州議会によって可決された法が、インド政府により正しく実行されているかどうかを見る義務がある。

かつてインド最高裁判所は、司法審査権を積極的に行使した。しかしそれは、政府に好まれるものではなかった。Gokal Nath 事件において、最高裁判所は、「議会は、憲法第Ⅲ編の基本的人権を修正する権限を全く有さない。」と宣言したのである。その後政府が一四の銀行

を国有化した事件で、再び最高裁判所は、その政府の行為を、違憲無効と宣言したため、インド社会の進歩派の非難を受けた。さらに大統領が出したインド王侯国の以前の王たちの特権を内容とした命令までも、最高裁判所は退けたので、世論はいよいよ非難を強くして、「最高裁判所は、司法審査権を放棄すべきだ。」と言った議論までも現われたのである。

それは、「世の中の新鮮な空気を通し得ない象牙の塔の中にいる裁判官は、公の代表が立法的見地よりなしたものを理解できないのである。」と言ったものであり、又「世論は、公の意見を尊重した上での判断を裁判所に望んでいる。」と言った内容であった。

その結果「選挙もされない裁判官が、選挙をされて国民の意見を代表する議会のなす行為を妨げることは許されるべきではない。」と言うイギリスの国会主権の原則の上に立つ「立法権優位」の議会と、アメリカの司法審査の影響を受けた「司法権優位」の裁判所との摩擦が、いよいよ表面化したのである。

これは、インド憲法上最高裁判所の地位に関する明確な規定がないだけにやっかいなものとなっている。

#### 四、非常事態下の最高裁判所

こう言った司法権と行政権・立法権の議論が続き、「裁判所は社会経済的計画の実行の妨げである。」と社会全体が感じつつある時、インディラ・ガンディー首相は、大統領に議會を解散するよう助言した。一九七一年に行なわれた選挙でガンディー首相は、大多数の勢力を得た。このことは、彼女の進歩的計画に国民の合意が得られたことを示した。ガンディー首相は、さっそくGokul Nath 事件の判決を無効とするための憲法第二四条・第二五条・第二六条を修正した。

その頃、首相の選挙無効を宣言する Allahabad 高等裁判所の判決がなされた。その上告を最高裁判所は一部ではあったが支持した。そのため「主権者たる人民の代表として判断されたものを、選挙が違憲無効として、最高裁判所は解任できるか」と言う議論が、再び起きたの

である。

そのような議論中、一九七五年国家非常事態宣言が出されるに至った。この間、司法権が制限されたため、憲法修正が数多くなされた。<sup>(20)</sup>

この憲法修正によって裁判所が国家に非常事態宣言を出した原因を審理する権限をも、大統領は制限した。したがって、最高裁判所並びに他の裁判所は、非常事態宣言無効のいかなる訴えも審理できなくなり、裁判所は、非常事態宣言を審理することから除外されたのである。

第三九憲法修正は、憲法第七一第一と第三二九条とを修正して、大統領・副大統領・首相の選挙は、最高裁判所によって調査されるべきものでなく、議會が法により構成した機関が、調査するものとされた。又、その選挙に関する法についても、その法の無効を裁判所は審理できず、さらに高度に政治的地位の選挙を、たとえ裁判所が無効だと言ったとしても、その判決は選挙自体に何ら拘束力を有せず、その選挙は、有効なものとして考えられるとされた。第四〇憲法修正は、議會の法の有効性を宣

言し、裁判所がこれらの法律にかかわる事件を調査する権限をも制限したのである。

一九七六年一月の第四二憲法修正は、最高裁判所の権限をさらに規制する内容で可決された。これにより、最高裁判所は、中央の法律が憲法上無効であるか否かを決定する唯一の裁判権を有するものとされ、同時に高等裁判所は、これら中央法についての憲法問題に関する事件の裁判権を奪われることとなった。最高裁判所が憲法問題を審理するには、七名以上の裁判官より構成された法廷で、その裁判官の三分の二以上の賛成により判決される必要があるとされ、高等裁判所においては、五名の裁判官の全員一致の意見による判決を求められることとなった。

その上、高等裁判所は、令状に関する事件の裁判権も制限され、さらには、憲法第二二六条の修正で、裁判所は、基本的人権に関する事件のみの裁判権を有するとされたのである。このことは、法の支配と司法権に対する攻撃であり、最高裁判所と高等裁判所との間に差別を設

けたものとして批判された。<sup>54</sup>

第一三九条Aにより、最高裁判所は、重要で移送が必要な一定の事件を高等裁判所から最高裁判所へ移送する権限を有するものと考えられた。第一四章Aは、公務員に関する事件や行政事件を決定するための行政機関を設けることを規定した。<sup>55</sup>このように裁判所は訴訟の審理についての権限を制限された。その中で、憲法修正は、それがたとえ基本的人権に関するものであっても裁判所の審理の対象とはならないと規定した。又さらにこの条文の下に、憲法条文を修正・追加・廃止する憲法上の大統領の権限は、いかなる制限も受けないと規定された。

[.....Art 368 (4) and (5) were added to the constitution which deal with the powers of the President to amend the constitution. It was provided that no constitutional amendment, even that of the fundamental rights, shall be called in question in any court. It was also provided that there shall be no limitations what so ever on the constituent

power of the President to amend by way of addition, variation or repeal the provisions of this constitution under this article. In this way supremacy of Parliament over judiciary was fully well established and the judiciary was denied the right to look in to the validity of any Constitutional amendment.....傍線筆者<sup>(23)</sup>司法権に対する議会の優越は、一応確立され、司法権の憲法修正の正当性を審査する権利を否定された。その結果司法権は、背後へ退かせられ無能なものとされ、憲法を無効と宣言する手続きも複雑で込み入ったものとされた。

「司法権の危機」と考えられたのは、この時期のことである。しかしながら、政府の三機関、言わゆる行政権、立法権、司法権は、互いに密接に協力し合わなければならぬ。通常、政府議会において、立法権と行政権とは密接な関係がある。司法権は、その公明正大さを維持しようとするものである。しかしながら裁判官たちは、世論を知る方法を持たないし、彼らは、生涯を通し

て、決して直接に大衆と会うことはない。又彼らは、人民の奉仕者であり、その給与は主権者である人民の出した金により支払われているのである。したがって司法権は、世論によって進展され、歩調を維持されるべきである。司法権は、行政権によって導かれ、立法権によって是認された計画を変更する道にあるべきではなく、それらとの歩調を維持することができ、行政権の政策並びに計画を普及させうる裁判官だけにより最高裁判所並びに高等裁判所の法廷は構成されるべきである。本来司法権は、孤立しては生きて行けず、行政・立法の計画・政策に従って初めて国家の必要な部分と言った主張がなされた。<sup>(24)</sup>

ここにおいてインド議会は、イギリス流の「議會優先」の下に司法権を位置づけようとしたのである。超実定法的・超憲法的国家緊急権が、基本的人権を侵害する行為を司法権の対象外とするのは、当然のことであるが、実定法及び憲法の枠内での国家緊急権が、基本的人権を侵害する行為を司法権の対象外とすることが、ここ



での争点であったのである。

## 五、非常事態後の最高裁判所

一九七七年 Janta Party が、政権を握ったその選挙において、第四二憲法修正により非常事態下に起った変化を回復することを公約していたのである。しかしその党は、議会で野党の協力なくして憲法修正をなすために不可欠な数を持たなかった。野党は、その党が適当と考える範囲で支持したもので、その協力も無条件なものではなかった。したがってジャンタ党は、司法権に諸権限を回復させはしたものの、その全部ではなかった。一九七七年に Disputed Election Bill が可決され、首相選挙のすべての争いは、現職裁判官が審理することとなった。一九七七年六月大統領と副大統領についての争いは、最高裁判所の憲法に関する法廷で五名の裁判官により審理されることとなった。

第三八憲法修正は、裁判所の諸権限を制限してきた第一二三条・第二二三条・第三九条Bを変更したのであ

るが、第四四憲法修正が、これらすべての条文を除いたので、裁判所から取り除かれていた諸権限は、裁判所へもどされたのである。第四四憲法修正が、軍事的問題がない非常事態宣言はあり得ないと言う明確で特別な規定をおいたため、裁判所は、非常事態宣言の原因の審理並びに宣言の継続、宣言そのものの有効性の審理ができることとなった。

第三九憲法修正はインドの大統領・副大統領並びに首相の選挙に関する憲法第七一条、第三二九条を修正し、ジャンタ政府により可決されたその後の法律により、一連の憲法修正による条文は、無効とされ裁判所の判例に反映したのである。

このように第三八と第四二憲法修正により制限された司法権は、第四三と第四四憲法修正により一定の範囲で回復したが、そのすべてではなかった。それは、すべての点において、ジャンタ政府が野党の賛成を得られなかったからである。そのため最高裁判所は、議会は憲法を修正する無制限な権限を有するものではないと判示し

た。以来インドでは、再び司法権と行政権との間の対決が現われるのである。

## 六、おわりに

以上フォローしてきたごとく、インド司法権の性格づけは、その流動的地位のために困難なものである。今後とも、この流れに留意し研究を続ける必要がある。

ここで私が興味深く思ったのは、前にも述べたことであるが、

一、最高裁判所長官の席に空席ができた場合、大統領が長官任命の際に司法慣例を無視して長官を選任した行為は、司法権侵害となるのか。

二、インドにおいて今後、イギリスの国会主権の原則の上に立つ「立法権優位」の議会とアメリカの司法審査の影響を受けた「司法権優位」の裁判所とのいずれが強い立場に立つのか、権力分立の形態上の位置づけから興味を引く。

三、超実定法的・超憲法的国家緊急権が、基本的人権

を侵害する行為を司法権の対象外とするのは、当然のことであるが、実定法及び憲法の枠内での国家緊急権が、基本的人権を侵害する行為を司法権の対象外とするのは、国家緊急権と基本的人権の保障との観点より興味深い。

四、国家非常事態宣言後のジャンタ政府とインド司法権との対立とはいかなる内容となっていたのか。以上の諸点であった。その他に議会の憲法改正の限界、司法審査権行使の限界、等がある。

以上のような点を今後の研究の焦点として行くのは、インド司法権認識の上で有意義なものと確信する。

(注)

(1) 一九三五年当時は、「連邦裁判所は、連邦憲法の本質的部分であり、それは、同時に連邦を構成する諸州間の紛争を決定する機関であり憲法の解釈者で保護者である。」と言ふ報告があった。Parliamentary Debates April 1, 1935.

(2) 憲法起草者である Alladi Krishna Swami Aiyer は、「インド憲法の将来の展開は、最高裁判所の仕事の役割と

範圍並びに裁判所の方針にかかっている。最高裁判所は、表面的に矛盾する権力の均衡を保たなければならぬ。」と言ったが、その本来的使命を表現したものと見えよう。

(3) 「憲法——人の自然的な自由、権利を體現したものの——を保障するものは、多数者支配の原則が貫徹する議会でなく、伝統的に法の解釈・適用を任されてきた裁判所で行われなければならない。」(憲法事典・田上稜治編一八〇頁)と言ふ考え方である。

(4) 連邦司法権を規定しているのは、憲法第一二四条より第一四七条までである。

(5) 憲法第一二四条二項において「最高裁判所裁判官は、大統領が最高裁判所及び州高等裁判所裁判官中必要と認める者と協議した後、大統領の署名捺印した辞令をもつて任命する。」又同条三項において「インド公民であり、かつ、次に掲げる条件の一を充たす者でない限り、最高裁判所裁判官に任命される資格を有しない。

(a) 少くとも五年間一の高等裁判所又は引き続き二以上の高等裁判所の裁判官であった者

(b) 少くとも十年間一の高等裁判所又は引き続き二以上の高等裁判所の弁護士であった者、又は

(c) 大統領が卓越した法律学者と認めた者」と言う条件がついている。以下インド憲法正文の邦訳は、衆議院法制局等編、和訳各国憲法集(五)インド憲法、昭和三〇年

による。

(6) 憲法第一二四条二項但し書き。

(7) 一九七三年四月二十六日、野党は議会に対して、政府の行爲は憲法上全く誤りだとして、この政治的境界へいどむと言う政治的クーデターを意図した声明を出し、同年五月一日に大統領に対して、人民の信頼が動揺している旨主張した。

(8) 一九七三年は、Mr. Justice A. N. Ray が、一九七七年には、Mr. Justice H. R. Khananna が最高裁判所長官となった。

(9) 安田信之「インドにおける『司法危機』」アジア経済第一五巻第一号八八頁。

(10) 最高裁判所司法委員会は、明確な言葉で政府を非難した。

(11) 全インド法律家会議も、将来最高裁判所裁判官の任命は、任命のために設立された専門家による委員会によってなされるよう主張した。

(12) 記録裁判所とは、裁判所侮辱の処罰権を持ち、法律及び司法手続きが記録並びに証拠として保存される所を言う。

(憲法第一二九条参照)

(13) The Hindustan Times, May 6, 1970. p. 4.

(14) くわしくは、拙稿「インド司法制度の研究序説」中京大学大学院生法學研究論集・創刊号・九二頁。

(15) M. C. Setalvad, *The Common Law in India*, p. 184.

(16) 憲法事典・前掲一八四頁。

(17) 憲法第一四一条最高裁判所により宣言された法令は、インド領内のすべての裁判所を拘束する。

(18) 憲法起草会議において Dr. Ambedkar は、「我々は、最高裁判所の地位を明確に定義する憲法草案規定を何ら持つていないから、新しい条項が、必要である。」と言つて加えられた憲法第一二九条だけでは不足であった。

(19) 憲法第三五九条（非常時における第三編の与える権利の行使の停止）第三編とは、基本的人権を規定した編である。「(1)非常事態の布告の施行中は、大統領は、命令で、当該布告の施行中又は当該命令で定めるそれより短い期間中、第三編の規定に基づく権利の行使に関する裁判請求権であつて当該命令で指示するもの又は当該権利の行使に関する裁判所に係属中の訴訟であつて命令で指示するものの停止を宣言することができる。(2)前項の規定に基づく命令は、インド領の全部又は一部に及ぶことができる。」という条文中に基く訴訟の制限により、裁判所の活動も制限されるわけである。

(20) この間の憲法修正簡条は、第一二三条、第二一三条、第二三九条B、第二五二条、第三五九条と第三六〇条である。

(21) Mukerjee, P. B: *The Indian Constitution Change and Challenges*, p. 30.

(22) このことは、司法制度と別の權威としての行政裁判所を意味するものと言える。

(23) HANS, RAJ. *The Constitution of India*, p. 276. 傍線にうらづは、「三権分立のためまえからして、ハンス教授の表現は、不明瞭であると考えられる。

(24) *op. cit.*, p. 276.

# カリフォルニア州における事実婚同棲の 解消にともなう財産分与について

—— Marvin 事件判決を中心として ——

酒 井 誠

一、はじめに

二、各事実婚の概観

三、事実婚（≡不法婚）の解消にともなう財産分与の方法

(一) Marvin 事件判決

(二) Marvin 事件判決における救済方法

(三) Marvin 事件判決以前の判例の動向

四、おわりに

一、はじめに

アメリカ合衆国では、正式な婚姻（法律婚）の方式によらず、事実上の配偶者（*de facto spouses*）として同居しているカップルの数は、一九七七年には、一九七〇年の二倍以上、すなわち、一三二万人以上にも及んでおり、<sup>(1)</sup>現在も、それは、なお、増加の傾向にある<sup>(2)</sup>ということである。

ところで、このような事実上の配偶者関係（事実婚）の